

第4回 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

1 開催日時 令和2年11月26日(木) 午後1時30分～午後2時40分

2 開催場所 赤穂市役所204会議室

3 出席者

(1) 委員

中村委員、渡邊委員、柿本委員、赤井委員、一瀬委員、近平委員、古森委員、川島委員、
水田委員、亀井委員、平岡委員、睦谷委員、大西委員

(2) 事務局

健康福祉部：柳生部長

社会福祉課：丸尾課長、いきがい福祉総務係：山内係長

保健センター：日笠課長

地域包括支援センター：山本課長、三上係長

医療介護課：溝田課長、介護保険係：玉石係長、阿部主査

(3) 支援事業者

ジェイエムシー(株)

4 協議事項

(1) 第8期計画(素案)第4章について

(介護サービスの充実強化について)

(2) 第8期計画(素案)第5章について

(3) 第8期計画(素案)第6章について

(4) パブリックコメントの実施について

5 議事録

1. 開会

事務局 ただ今から、第4回第8期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定
委員会を開催させていただきます。

本日の配布資料を確認させていただきます。

【資料の確認】

2. 開会あいさつ

委員長 皆さん、こんにちは。本日の会議をもってこれまで検討してきた計画内容の大筋を

決めたいと思います。次第に沿って進めますが、本日の会議以降は軽微な修正しかできなくなりますので、ぜひ忌憚のないご意見をお願いします。

まず始めに委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局 現在の出席は委員16名中13名の出席です。

委員長 事務局の報告のとおり、過半数以上の委員の出席ですので、本日の会議が成立していることを宣言いたします。

3. 協議事項

委員長 それでは協議事項に入ります。円滑な議事進行への協力をよろしくお願いいたします。

まず始めに、本委員会は介護運営要領第4条の規定により、会議は原則公開としております。事務局より、本日の傍聴について報告をお願いします。

事務局 本日の傍聴者は1名です。それではご入場いただきます。

【傍聴者入場】

協議事項（1）第8期計画（素案）第4章について
（介護サービスの充実強化について）

委員長 第8期計画（素案）第4章の介護サービスの充実強化について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

委員長 それではただ今の説明についてご質問、ご意見等があればお願いします。

委員 介護人材の確保に関して、事業所運営の立場からするとありがたい話ですが、70ページに今後の方向性として、「介護職の離職者や資格を有しているが、現在、介護職の仕事をしていない層が、再度現場に戻ることができるための制度」の記載があります。例えば、具体的にどのような制度を想定しているのか、分かる範囲で教えてください。

事務局 具体的には、復職に向けた研修会の開催、また、新規に介護職になろうとする方の資格取得の支援、資格を既に取得している方のさらなる資格取得の支援を考えており

ます。

委員 　　ぜひ今後3年間で実現して、介護現場にたくさんの人材が来ていただけるようにしていただければと思います。この記載をしていただきまして本当にありがとうございます。

委員長 　　他はいかがでしょうか。

【委員より質問・意見等なし】

委員長 　　この件に関しては、前回の会議で承認されていますので、ご意見を承ったということで、次に進めたいと思います。

協議事項（2） 第8期計画（素案）第5章について

委員長 　　続きまして、協議事項（2）第8期計画（素案）の第5章について、事務局から説明をお願いします。

【事務局より説明】

委員長 　　これは審議すると言っても何を審議したらいいか難しいですが、介護保険の利用者数の見込みはこうではないか、あるいは地域支援事業の事業量の見込みはこうではないかということが示されていますので、ここは見込みが違うのではないかという意見等、今の説明についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

委員 　　76ページの手順2に推計のポイントとありますが、地域区分の変更によっても見込みは変わるのでしょうか。

事務局 　　推計のポイントの中に地域区分の項目もございますので、それも勘案しながら推計を行っております。

委員 　　はい、ありがとうございます。

委員長 　　他はいかがでしょうか。

委員 　　私の記憶違いかもしれませんが、第6期、第7期では各事業、例えば介護老人福祉施設で単独の章立てといたしますか、個別に推計量が示されていたと思いますが、そのような表現になっていくのでしょうか。

事務局 今回の第8期は、説明した素案でお示しした形になります。

委員 前回までの計画では、例えば介護老人施設の推計量が増えているので、施設の増設が見込まれるという表現があったと思いますが、今回の第8期はそのような表現はないのでしょうか。

事務局 今回の第8期におきましては、その表現は省いております。

委員 はい、ありがとうございます。

委員長 他はいかがでしょうか。

【委員より質問・意見等なし】

委員長 それではないようですので、この第8期計画（素案）第5章について承認としてよろしいでしょうか。承認していただける方は挙手をお願いします。

【委員一同挙手】

委員長 それでは第8期計画素案の5章につきましては承認といたします。

協議事項（3） 第8期計画（素案）第6章について

委員長 では、次に協議事項（3）第6章になります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局より説明】

委員長 ただ今の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 計画の推進体制での県及び近隣市町村との連携についてですが、今後も様々な出来事が起こってくると思います。その対応策について各市町で得意・不得意なことが出てくると思うので、得意・不得意を補い合うために各市町で協力し合うことはすごく大事なことだと思います。ただ、介護保険料が各市町によって異なるので、負担が異なるのに協力し合っていくことについて、問題点はないのでしょうか。

事務局 介護保険料につきましては、自治体単位で行っており、保険料における協力というのは制度的にはありません。

委員 今後の計画として協力していかななくてはならないことはすごく大事なことだと思いますが、得意・不得意なことがあって、例えば、ある市はあることに不得意で、ある町はこういうことに得意だということがあると思うので、それぞれの得意・不得意の部分で協力し合っていくことは大事なことだと思うのです。これが今後の計画の推進というか、結局、人口はだんだん減っていくわけで、市町単独で全てのことが良くできるということは難しいと思うので、それぞれの特色を生かした得意な部分で協力し合っていくことは大事だと思うのです。その際、負担が異なる市町が平等に相互に協力し合うことに関して、経済的な問題というのか、負担額が異なるのに同じサービスを受けられるというのは不公平なので、それが悪いわけではないのですが、今後、そのような点をどのように考えていくのでしょうか。

事務局 他市町との協力については、先ほど言われましたように、得意・不得意な部分もあるかと思いますが、いいことを実施している他市町の情報をいただいて、どのように実施しているのかをお聞きして、いいところは取り入れていく、情報交換という部分での協力を考えていきたいところです。また、サービスの面で、活用できる部分はそれぞれ相互に活用するという協力体制をお願いしていきたいというところでのこの表記であります。ご理解いただきたいと思います。

委員長 例えば、赤穂市と他市町が協働して事業を行うということではなくて、情報レベルということですね。今のご質問は協働の場合、支払っている負担額が異なるけれど協働した事業だから同じサービスが受けられると、一方では他方より負担額が安いのに同じサービスとなるのではないかと、そのような疑問ではないでしょうか。

委員 言いたいことは、別にそれが悪いということではなくて、今後そのようなことは本当に必要になってくると思うので、そのような道をこれから開いていきますよという文言を付け加えてはどうかと思いました。別に今悪いとか、そういうことでは決していないのですが、今後の見通しとして、例えば近隣市町のある施設がすごくいいことを行っていれば、その施設にお互い行って、何かあれば利用できるとか、そのために金銭面でどうかするとか、そういう道も付けておかないといけないのではないかと、これから様々なニーズや出来事が起こってきて、それは赤穂市だけで全てのことが行えることは不可能だと思います。例えば請願などを少しずつ行うことで、できる体制にしていくために、もう少し広い地域で支え合い、経済的に不公平にならない道を探っていくことを計画してもいいのではないかと思います。別に今どうこうしなさいということではないのです。

事務局 ありがとうございます。確かに、他市町でいいものがあれば、それを利用させてほしいとか、例えば委託料を赤穂市がお支払いして他市町のものを使わせてもらうこと

は、今後生じる姿のひとつだと思います。その前に情報交換として、いいものがあるという情報は仕入れて、赤穂市なりのものがないかということをもとに考え、できない場合はその施設をお借りする。逆に赤穂市でいいものがあれば利用していただくという情報交換の部分で、まずは進めていきたいと考えております。

委員長 他にご意見、ご質問があればお願いします。

委員 85ページでの基本目標3の小指標のうち、適正化主要5事業の目標とありますが、それは72ページでの介護給付費適正化事業の推進につながりますね。6項目のうち、縦覧点検は国保連合会に委託との記載です。医療情報との突合に関しても国保連合会に委託しているのではないかと思います。適正化主要5事業とはどのようなものでしょうか。

事務局 5事業については、1項目めに要介護認定の適正化があります。これは要介護認定の判定に至るまで、職員による全件確認により、要介護認定が適正に行われているか確認していくものになります。

2項目めはケアプラン点検です。これは市内12か所の居宅介護支援事業所に対して、市が指示したケアプランを提出していただき、適正に作成しているかを確認していくものになります。

3項目めは住宅改修・福祉用具貸与等の適正化です。在宅生活を支援するための手すりの取り付けや段差解消の階段の増設などの住宅改修について、また、可動式の手すりの設置などの福祉用具貸与や入浴用チェアの購入などの福祉用具が利用者に合った適切なものかを点検していくものになります。

4項目めは医療情報との突合と縦覧点検です。医療情報との突合とは、例えば、同月内に医療のサービス利用が20日、介護のサービス利用が20日ある場合、全部で40日になりますので、そういった情報を突合させて適正に給付費が支払われているかを点検するものになります。縦覧点検とは、事業所が請求した介護報酬が適正に算定されているかの確認になります。これは国保連合会に委託しながら、市でも随時確認しております。

最後5項目めは介護給付費通知です。年3回、介護給付を受けている利用者に給付額と自己負担額の合計である10割相当の金額を記載して、金額的なサービスの利用状況について通知しています。以上になります。

委員 医療情報との突合は、市が実施しているのですか。

事務局 情報は国保連から提供され、実施しているのは市です。

委員 ありがとうございます。

委員長 他にご意見はいかがでしょうか。ご質問等あればお願いします。

委員 少し性質が違うことを3点ほど申し上げます。

1点目は補足になります。評価において、この計画が、こういう観点でどれだけ実現しているかという評価の指標を報告してもらいました。

37ページの第3章「計画の基本的な方向」にSDGsの記載があり、基本理念の文章4行目に、『この第8期計画では「SDGs」の視点を取り入れ、「誰一人として取り残さない」という考えのもと』とあり、これが基本的な考えとしてあるということです。「取り残さない」とは、1つの例として、健康で文化的な最低限度の暮らしを保障するというのは社会福祉の根底にあります。そこから取り残されている、言い換えれば最低限度の暮らしができていない状態ではないという状況をなるべく減らしていきたい、全てではないですが、そういう観点で評価指標が組まれていると、報告を受けて思いました。そういう意味では計画における理念と評価の指標が一致しているので、適切な設定だと思えました。以上は補足です。

次に、2点目として、お願いになりますが、今の理念を取り入れてこの計画を組み立てていますので、84ページの第6章「計画の推進体制」での計画に関する啓発・広報の推進の文章中、4行目において、「サービスの必要な人に適切な情報が伝わるよう」とあります。もし、大学の授業であれば、この部分は絶対線を引くように、試験に出るからみたいな感じであり、どんなに素晴らしい計画であっても、仕組みや制度を構築しても、その人に届かない、結びつかないのであれば全く意味がないことになります。それで考えると「サービスの必要な人に適切な情報が伝わる」、これがどれだけ実施できるかはとても大切であり、この部分は重点的にお願いしたいと思えます。

最後に3点目、確認ですが、2点目でお願したサービスの必要な人に適切な情報が伝わるような取り組みをされたとして、85ページにPDCAサイクルの記載があります。計画(Plan)として、今、計画を検討しているのですが、計画に基づいて実施(Do)するわけですね。一定の期間が来たら評価をするので、今、評価の指標の説明がありましたが、評価の前にモニタリング、経過観察とも言えますが、必要ではないでしょうか。計画の記載内容が確実に行えているのか否か、あるいは目標値に近づいているのかというモニタリング、経過観察が必要になってくると思います。

質問ですが、見直しの時期の間のモニタリング予定について、例えば年一回、次年度こういう委員のもとにモニタリングを行う予定であるとか、あるいはまだ予定はないので今後検討したいとなるのか、お教えいただきたいと思えます。

事務局 委員がおっしゃるとおり、モニタリングしていかなければいけないと思いますので、今後検討させていただきます。あと、2点目での「サービスの必要な人に適切な情報が伝わるよう」の部分ですが、とある会議で「伝えた」という広報では駄目なん

だと、「伝わる」広報が必要なんだという内容をお聞きし、なるほどと思いましたので、肝に命じて必要な人に伝わる広報に努めたいと思います。

委員 よろしくお願ひします。

委員長 他にご意見はいかがでしょうか。
ないようですので、この第8期計画第6章について承認としてよろしいでしょうか。承認であれば挙手をお願いします。

【委員一同挙手】

委員長 それでは第8期計画素案の第6章につきまして承認といたします。
これで協議事項のすべてが終了しました。ここまででご意見がありましたらお願いします。

【委員より質問・意見等なし】

委員長 では、本日いただいた意見を反映し素案を固めていきたいと思ひます。固める作業で必要な表現や軽微な修正が必要な場合、その確認及び承認については委員長に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

【委員より異議なしの声あり】

委員長 ありがとうございます。

協議事項（4）パブリックコメントの実施について

委員長 続きまして、協議事項（4）パブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

委員長 ただ今の説明について何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 1点確認させてください。パブリックコメントの際は第1号被保険者の保険料は確定してないですね。来年の2月頃に本委員会である程度決めて、最後に市議会で保険料が決定するというのでしょうか。

事務局 はい、そのような流れになっております。

委員 ありがとうございます。

委員長 他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。
それでは今、報告のあったとおりパブリックコメントの実施について承認していただけますでしょうか。承認していただける方は挙手をお願いします。

【委員一同挙手】

委員長 では、第8期計画（素案）第4章については、承認とします。
他にご意見はありませんか。

【委員より質問・意見等なし】

委員長 以上で協議事項は終わりとなります。

4. その他

委員長 その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 長時間にわたるご協議ありがとうございました。
今回お示しできていない第5章における給付費や事業量の見込み、保険料に関しましては、1月に行われる介護報酬改定により算定することとなっております。数値等の内容につきましては、パブリックコメントの結果とともに次回策定委員会でお示しする予定となっております。

5. 閉会

委員長 それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。これをもちまして本日の会議を終わりにいたします。

(終了)